

第 8 8 回 農 地 総 会 議 事 録

開 催 日 時	令和6年10月7日(月) 午後3時20分から	
開 催 場 所	高知市第二庁舎3階 311会議室	
出 席 委 員	大崎 恭寿 ・ 池澤 誠 ・ 植田 俊博 ・ 加藤 孝幸 ・ 長山 裕美 ・ 中島 義幸 大野 哲 ・ 森田 浩明 ・ 古田 辰雄 ・ 竹内 佳代 ・ 中島 正根 ・ 山本 和正 廣瀬 良之 ・ 久保 壽美男 ・ 川澤 一博 ・ 山脇 天臣 <div style="text-align: right;">以上16名</div>	
欠 席 委 員	石黒 康誠 ・ 前田 眞作 ・ 中村 富貴 <div style="text-align: right;">以上3名</div>	
事務局出席者	宮田事務局長 ・ 上田次長 ・ 近森主幹 ・ 竹内係長 ・ 正木主任 ・ 谷川主任 <div style="text-align: right;">以上6名</div>	
議 題	第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請の件
	第2号議案	改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件
		①所有権移転
		②貸借権設定
		③中間管理権設定・一括方式
	第3号議案	非農地証明願の件(審議)
	議案外(報告)	① 農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件
		② 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件
		③ 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件
		④ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
		⑤ 非農地証明願の件
		⑥ 農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件
		⑦ 特定農地貸付けについての承認取り消し願の件
備 考〔添付書類〕	○第88回農地総会議案書 ○現地案内図 ○議案関連資料 ○転用許可申請等の結果について(報告) ○今後のスケジュール(予定)	

<p>開 議 会 長</p>	<p>(加藤孝幸が議長となり、挨拶して開会を宣す。(午後3時20分)) ただ今より第88回農地総会を開催いたします。</p>
<p>委員出欠状況報告 議 長</p>	<p>欠席委員の報告を行います。欠席委員は石黒康誠委員、前田眞作委員、中村富貴委員の3名です。委員総数19名中、16名の出席です。過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、本日の農地総会が成立することを、ご報告いたします。</p>
<p>議事録署名委員指名 議 長 委 員 議 長</p>	<p>総会会議規則第23条第2項におきまして、議事録には議長及び総会において定めた2人以上の委員が署名しなければならないと定められております。 私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なし) ご異議なしとのことですので、私の方で指名させていただきます。 署名委員は、植田俊博委員、久保壽美男委員の2名にお願いいたします。</p>
<p>議 事 議 長 正木主任</p>	<p>ただいまから議案の審議を行います。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件を議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。 議案書2ページをご覧ください。 今月は全体で12件の申請が出されております。 それでは、案件についてご説明いたします。議案書3ページをご覧ください。 案件1は、朝倉己、畑、297㎡外1筆、合計703㎡を、経営拡大のため、売買により所有権を移転するという申請です。 現地案内図はNo.1をご覧ください。ピンクが申請地です。 申請書の別添によりますと、譲受人は非耕作地を除き、所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地ではタケノコを栽培する予定とのことです。 農機具については、トラクターなど10台の大農機具を所有しているとのこと 譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのこと 周辺農地への影響につきましては、農薬の使用方法等について、地域の防除基準</p>

に従い営農するため、特に影響はないと考えるとのことです。

なお、申請地につきまして9月18日に事務局にて現地確認をしましたので、配布資料①の写真をご確認ください。申請地まではたどり着けず、申請地近くまたは手前の土地と思われる写真ですが、竹が生い茂るなどしており、直ちに耕作できない状態となっております。

また、譲受人は香美市にも経営農地がありますが、直近の9月9日付で香美市農業委員会より所有権移転の許可が出たものであるため、経営農地の照会はしておりません。

続いて、案件2から案件4は譲渡人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。

札場、畑、184㎡外1筆、合計360㎡を、親族間の共有物分割により所有権を移転するという申請です。

申請地は現在、譲渡人と譲受人3名の計4名が、4分の1ずつ所有権を有しております。今回の申請が許可となりますと、譲受人3名が、持分各3分の1ずつ有することになります。

現地案内図はNo.2をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作しており、今回の申請地では野菜類を栽培する予定とのことです。

農機具については、耕運機など3台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、両親とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、地域の防除基準に従い営農するため特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書3ページから4ページに跨ります案件5から案件7は、譲渡人が同一の関連案件のため、まとめてご説明いたします。

なお、本案件の対象地は先月の第87回農地総会の第1号議案の案件3として許可になっておりましたが、譲受人を3名に変更したいとの申し出があり、令和6年9月12日付で取消願が提出されており、同日付けで受理しております。取消願につきましては、後ほど議案外報告にてご説明いたします。

仁井田、畑、78㎡を、親族間の贈与により、譲受人3名へ持分各3分の1ずつ所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.3をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の自宅です。

申請書の別添によりますと、譲受人は所有又は借入している農地を全て耕作また

は保全管理しており、今回の申請地では果樹を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクターなど5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、いずれも農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響につきましては、取得後もこれまでどおり果樹を栽培するため特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件8は、大津甲、登記地目田、現況畑、91㎡外4筆、合計1,779㎡を、経営拡大のため売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.4をご覧ください。ピンクが申請地です。

議案書の申請事由欄に「混同」とあるのは、申請地に対して既に貸借権を有している譲受人が、申請地の所有権を取得すると貸借権者と所有権者が同一となり、貸借権が消滅して所有権だけが残ることを言います。

申請書別添によりますと、譲受人は所有または借入れしている農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では水稻と野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクター、田植え機など5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しており、妻と長男も農作業に従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地の周囲は稲作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻、野菜を栽培するため特に影響はないと考えるとのことです。

なお、譲受人は南国市に経営農地があるため、南国市農業委員会に対して耕作状況を照会したところ、全て耕作または保全管理できているとのことでした。

続きまして、案件9は、大津乙、登記地目田、現況畑、641㎡を、経営拡大のため売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.5をご覧ください。ピンクが申請地です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では野菜を栽培する予定とのことです。

農機具については、トラクター、田植え機など5台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、農作業に常時従事しており、譲受人の父母も農作業に従事できるため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に問題はないと考えるとのことです。

続きまして、議案書5ページをご覧ください。

案件10は、介良乙、登記地目田、現況畑、169㎡を、耕作便利のため親族間での贈与により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.6をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の農地です。

譲受人は農地台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

申請書別添及び耕作計画書によりますと、譲受人は所有している農地を、耕作不利地を除き全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では、自家消費用に果樹と露地野菜を栽培予定とのことです。

大農機具は所有しておりませんが、申請地の面積が比較的小さいため、手作業で耕作可能とのことです。

譲受人は5年ほど前に、申請地の東隣の畑を親から相続し、自家消費用に耕作するなど、農業の経験があり、農作業に常時従事しており、保育士である妻も仕事の少ない日には農作業に従事できるため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、申請地の東側隣地は譲受人の畑であり、その他の周辺地についても、申請地が家庭菜園的な小規模の畑のため特に影響はないと考えるとのことです。

続きまして、案件11は、土佐山、畑、120㎡外1筆、合計235㎡を、耕作便利のため親子間の売買により所有権を移転するという申請です。

現地案内図はNo.7をご覧ください。ピンクが申請地で、黄色が譲受人の自宅です。

申請書別添によりますと、譲受人は所有している農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では、ニラ・シソ・クレソンを栽培するとのことです。

農機具については、トラクター、防除機など8台の大農機具を所有しているとのことです。

譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事するため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。

周辺農地への影響については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従い営農をするため、特に問題はないと考えるとのことです。

続きまして、案件12は、春野町弘岡下、田、928㎡外1筆、合計2,429㎡を、経営拡大のため売買により所有権を移転するという申請です。

	<p>現地案内図はNo.8をご覧ください。ピンクが申請地です。</p> <p>申請書の別添によりますと、譲受人は所有又は借入れしている農地を全て耕作または保全管理しており、今回の申請地では、水稻を栽培する予定とのことです。</p> <p>農機具については、トラクターなど6台の大農機具を所有しているとのことです。</p> <p>譲受人は農業の経験があり、妻とともに農作業に常時従事しているため、取得後は効率的な利用ができるとのことです。</p> <p>周辺農地への影響については、今までどおり耕作を行い、農薬については有機栽培をするため、特に影響はないと考えるとのことです。</p> <p>以上、案件1につきましては、現地の保全管理が行われ、農地性が認められれば、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>また、その他の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p> <p>なお、申請地については、担当区域の農地利用最適化推進委員会にご確認いただいております。</p> <p>以上で、第1号議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。</p> <p>案件が第一、第二、第三、第四事前審査会です。第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いします。</p>
大崎委員	<p>案件1については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、申請地が竹林になっており、耕作が可能な状態であると判断できないため、今月は保留にするのが妥当であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>次に、第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いします。</p>
森田委員	<p>案件2から案件7については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いします。</p>
山本委員	<p>案件8から案件11については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>次に、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いします。</p>
廣瀬委員	<p>案件12については、担当区域の農地利用最適化推進委員等の現地確認の結果、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>事前審査会の報告が終わりました。</p> <p>それでは、第1号議案につきまして審議いたします。</p>

<p>委員 議長</p>	<p>ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。 案件1については、申請地が荒廃しているとのことですので、11月5日までに是正をするよう指導して今月は保留することとし、それ以外の案件について、許可することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>(異議なし) そのように決定いたします。 続きまして、第2号議案、改正前・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画の件を議題といたします。 今月は、所有権移転と、貸借権設定、中間管理権設定・一括方式がありますが、全て一括して審議いたします。</p>
<p>正木主任</p>	<p>事務局より、議案の説明をお願いします。 まず、①所有権移転の案件からご説明します。 議案書7ページをご覧ください。 今月は全体で3件の申請が出されております。 議案書8ページに所有権移転の総括表を掲載しておりますのでご覧ください。 今月は、所有権の移転をする者が3人、所有権の移転を受ける者が3人、所有権を移転する農地は、田が5筆で合計2,149.33㎡です。 それでは、案件の説明をしますので、議案書9ページをご覧ください。 案件1は布師田、田、265㎡を、売買により所有権を移転するものです。 当案件は、令和6年7月3日に譲渡人から売りたいとの申し出があり、令和6年8月20日に布師田ふれあいセンターにて、農地等あっせん相談員立会いのもと、話がまとまったものです。なお、譲受人は現地で水稻を栽培する予定とのこと。 続きまして、案件2は、農地中間管理機構が行う農地売買等事業による売買となっております。 農地売買等事業とは、農業経営基盤強化促進法第7条におきまして、農地中間管理機構が特例事業として行うことができる事業の一つとして規定されております。 農業経営を縮小しようとする農家から、高知県農業公社が優良な農地を買い受けて、中間保有をした後に地域の担い手農家に売り渡すという内容の事業となっております。 農地中間管理機構の制度が発足する以前は、農地保有合理化事業という名前で同様の制度がありましたが、それと同様の事業を農地中間管理機構でもできるように</p>

したものです。

申し出の段階では買い手が決まっていない農地銀行の農地あっせんとは異なり、あらかじめ売り手と買い手が揃った状態で、農業公社との三者で申請をしていただくこととなります。

要綱等によりまして、土地については農振農用地区域内の土地であること、また最終の買い手は、認定農業者になっていることといった条件が付けられておりますが、農地の出し手となった農家は、売買代金に800万円までの税控除が受けられることとなります。

なお、本件が妥当なものと決定されますと、農業公社への所有権移転の手続きの後に、来月以降、今度は農業公社から最終買受人への所有権移転の申請がなされることとなります。

案件2は、介良丙，田，174㎡外2筆，合計724.33㎡を，高知県農業公社が所有権を取得する内容の申請です。最終買受人は，現地で水稻を栽培する計画であるとのことです。

続きまして，議案書10ページをご覧ください。

案件3は，春野町弘岡下，田，1,160㎡を，売買により所有権を移転するものです。

当案件は，令和6年7月8日に譲渡人より売りたいとの申し出があり，令和6年9月9日に高知県農業協同組合春野支所にて，農地等あっせん相談員立ち合いのもと，話がまとまったものです。なお，譲受人は現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお，全ての案件につきまして，議案書に記載しております金額は，売買価格を1反あたりの価格に割り戻した額となっております。

所有権移転についての説明は以上です。

続きまして，②貸借権設定の案件に移ります。

議案書12ページをご覧ください。

今月は8件の申請が出されており，内訳は，新規設定が6件，更新設定が2件となっております。

議案書13ページに利用権設定の総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。

今月は，利用権を設定する者が8人で延べ8人，利用権の設定を受ける者が7人で延べ8人となっております。

土地の内訳は，田が14筆で10,283㎡，畑が5筆で1,915㎡，合計19筆で12,198

㎡です。

設定の内訳は、新規設定が 15 筆で 9,658 ㎡、更新設定が 4 筆で 2,540 ㎡となっております。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、利用権設定の開始日は、全て令和 6 年 11 月 1 日となっております。

それでは新規設定の案件のみご説明いたします。議案書 14 ページをご覧ください。

案件 1 は、布師田、田、1,160 ㎡外 2 筆、合計 2,641 ㎡に、9 年 4 か月間の賃貸借権を設定するものです。

続きまして、案件 2 は、布師田、田、666 ㎡に、5 年間の賃貸借権を設定するものです。

続きまして、議案書 15 ページから 16 ページに跨ります案件 4 は、春野町弘岡中、田、737 ㎡外 6 筆、合計 4,797 ㎡に、4 年 2 か月間の賃貸借権を設定するものです。

なお、借受人である法人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借受人は 2008 年から土佐市にある借入地で生姜やニラを生産しており、今回の申請地でも生姜やニラを栽培し、今後は経営拡大していく予定であるとのことです。

なお、借受人の法人は、農地所有適格法人ではないため、農地が適正に利用されない場合においては貸借を解除されるという、解除条件付きの賃貸借権の設定となっております。そのため、法人の定款と登記事項証明書、農地の賃貸借契約書と業務役員のうち農業に従事する者の氏名を確認できる書類が添付されております。

また、本件申請地は未相続地となっておりますが、相続権者の内、2 分の 1 を超える方からの同意があることを事務局にて確認しております。

続きまして、議案書 16 ページから 17 ページに跨ります案件 6 及び案件 7 は、借受人が同一の関連案件ですので、まとめてご説明します。

案件 6 は、春野町芳原、畑、238 ㎡に、5 年間の賃貸借権を、案件 7 は春野町芳原、畑、79 ㎡に、5 年間の賃貸借権を設定するものです。

借受人は農家台帳に登録がないため、耕作計画書を添付しての申請となっております。

耕作計画書によりますと、借受人は 1 年ほど前から別のハウスで観葉植物を育成・販売しており、今回の申請地でもハウスで観葉植物の育成を行うとのこと。

続きまして、議案書 17 ページから 18 ページに跨ります案件 8 は、春野町内ノ谷、田、415 m²外 1 筆、合計 1,237 m²に、3 年間の使用貸借権を設定するものです。

貸借権設定についての説明は以上です。

続きまして、③中間管理権設定・一括方式についてご説明します。

議案書 20 ページをご覧ください。

今月は全体で 2 件の申請が出されており、全て新規設定となっております。

議案書 21 ページに総括表を掲載しております。表の上段をご覧ください。

今月は、利用権を設定する者が 3 人で延べ 4 人、利用権の設定を受ける者が 2 人で延べ 4 人となっております。

土地の内訳は、田が 11 筆で合計 8,186 m²です。

利用権設定の期間別の内訳及び下段の地区別の内訳については、説明を省略いたします。

なお、開始日は全て令和 6 年 11 月 1 日となっております。

議案書 22 ページをご覧ください。

案件 1 は、五台山、田、1,242 m²を 5 年間公社が借り受け、最終貸付者に 5 年間貸し付けるという使用貸借権の設定です。

貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

続きまして、議案書 23 ページに跨ります案件 2 は、五台山、田、967 m²外 9 筆、合計 6,944 m²を 5 年間公社が借り受け、最終貸付者に 5 年間貸し付けるという使用貸借権の設定です。

貸付予定者は、現地で水稻を栽培する予定とのことです。

なお、両案件につきましては、土地所有者と最終貸付者との間に覚書が取り交わされております。本日、覚書の写しを机上配布しておりますのでご確認ください。

以上、全ての案件について、計画の内容は、改正前・農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

本会で計画が妥当なものと決定されますと、11 月 1 日付けで高知市が公告し、効力が発生するものです。

以上で、第 2 号議案の説明を終わります。

議 長

第 2 号議案の説明が終わりました。事前審査会の報告をお願いいたします。

案件が第二、第三、第四事前審査会です。第二事前審査会の森田委員長から報告をお願いします。

森田委員

中間管理権設定・一括方式の案件 1 と案件 2 について、計画を妥当なものと認めました。以上です。

議 長 山本委員	次に、第三事前審査会の山本委員長から報告をお願いします。 所有権移転の案件 1, 案件 2 と、貸借権設定の案件 1, 案件 2 については、計画を妥当なものと認めました。以上です。
議 長 廣瀬委員	次に、第四事前審査会の廣瀬委員長から報告をお願いします。 所有権移転の案件 3 と、貸借権設定の案件 3 から案件 8 については、計画を妥当なものとして認めました。以上です。
議 長	事前審査会の報告が終わりました。 それでは、第 2 号議案につきまして審議に入ります。ご意見、ご質問がございましたらお願いします。
中島（正）委員	所有権移転の案件 2 についてですが、対象地に設定されていた貸借権の解約手続きを行ったと記憶しております。今月の議案書には、この解約手続きについて掲載されておきませんが、決裁日の関係で来月の議案書になるのでしょうか。
竹内係長	農業公社の案件ですので、手続きが抜かっているということはないと思いますが、念のため事務局で確認した上で来月の農地総会でご報告いたします。
中島（正）委員	分かりました。
議 長	他にご意見、ご質問はありませんか。
委 員	（意見、質問なし）
議 長	ご意見、ご質問がないようでしたら、審議を終わります。 全ての案件について、計画を妥当なものと決定することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長	それでは、そのように決定いたします。 続きまして、第 3 号議案、非農地証明願の審議案件を議題といたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
正木主任	議案書 25 ページをご覧ください。 今月は、総会での審議を要すると判断された非農地証明願が 1 件あります。 議案書 26 ページをご覧ください。 案件 1 は、朝倉本町、登記地目田、613 m ² の土地につきまして、非農地証明願が提出されたものです。 なお、議案書の備考欄に記載してありますとおり、申請地については、平成 19 年 2 月 13 日付けで農地法第 4 条届出済であり、受理通知書を交付しております。 現地案内図は No. 9 をご覧ください。ピンクが申請地です。 申請地の経緯につきましては、店舗を建築する計画で許可等を受けた土地であり、既に建築済です。

現地につきましては、本日配布しております資料②のとおり、既に建物が建築されているため、農地性は失われているものと判断しております。

この度、地目を変更することとなりましたが、当時の許可書等については紛失しているため、改めて非農地証明願が出されたものです。

非農地証明書交付事務処理要領第4条各号では、非農地証明書の交付要件を定めており、その一部を抜粋してご説明しますと、第5号で人為的に転用した土地で、転用事実行為から20年以上経過し、農地への復元が著しく困難であると認められる土地、第6号で委員会が非農地であると認める土地と定められております。

本件申請地は、許可等を受けたのが平成19年ですので、転用後20年の規定には該当しませんが、過去に許可等を受けている土地につきましては、これまでも非農地証明書を交付した実績がございます。

本件申請地が、非農地証明書交付事務処理要領の第4条の交付条件に該当するかどうかについて、ご審議をお願いいたします。

以上で、第3号議案の説明を終わります。

議長

第3号議案の説明が終わりました。

事前審査会の報告をお願いします。案件が第一事前審査会です。

第一事前審査会の大崎副委員長から報告をお願いいたします。

大崎委員

案件1については、非農地証明書を交付することを妥当であると認めました。

議長

事前審査会の報告が終わりました。

ご意見やご質問がございましたら、お願いします。

大野委員

農地法第4条の届出を受理していることが分かっているのに、非農地証明書が必要なのでしょうか。

竹内係長

ご説明します。申請地はコンビニエンスストアの敷地として貸している土地です。この度、土地所有者と店舗運営会社との間で土地の賃貸借契約の更新時期が来ており、店舗運営会社側から登記地目を農地から直してください、とお話しがあったそうですが、土地所有者は受理通知書を既に紛失している状態にあります。

こういう場合、土地所有者が取れる手段としましては、大きく分けると2つありまして、1つは非農地証明書の取得、もう1つは届出を出したことの証明となります、受理証明書を取得する方法があります。証明手数料はどちらも同額ですが、事務処理にかかる時間は非農地証明の方がどうしても多くなってしまいます。

事前に事務局にご相談いただければ、受理証明書のご提案もできたのですが、県外在住の土地所有者から事前相談なく、非農地証明願の申請が郵送で提出されたので、今回は非農地証明の案件として取り扱わせていただくこととしました。

大野委員	分かりました。
議長	他にご意見、ご質問はありませんか。
委員	(意見、質問なし)
議長	ご意見、ご質問がないようでしたら審議を終わります。
	本案件につきまして、非農地証明書を交付することに決定いたしますが、ご異議ありませんか。
委員	(異議なし)
議長	そのように決定いたします。
	議案外の報告を事務局より一括してお願いします。
正木主任	議案外の案件について、まとめてご報告いたします。
	①農地法第3条の3の規定による農地取得届出の件についてご報告いたします。
	議案書28ページの地区別申請一覧をご覧ください。
	今月は11件の届出が出されており、地区の内訳は、朝倉が3件、三里が1件、大津が3件、春野が4件となっております。
	届出の内容につきましては、議案書29ページから35ページをご覧ください。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員にご確認いただき、事務局長専決処理により、受理通知書を交付しております。
	続きまして、②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。
	議案書37ページの地区別申請一覧をご覧ください。
	今月は1件の届出が出されており、地区は中央となっております。
	届出の内容につきましては、議案書38ページをご覧ください。
	当該案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の件についてご報告いたします。
	議案書40ページの地区別申請一覧をご覧ください。
	今月は4件の届出が出されており、地区の内訳は、旭が3件、一宮が1件となっております。
	届出の内容につきましては、議案書41ページから42ページをご覧ください。
	全ての案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。
	続きまして、④農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件についてご

報告いたします。

議案書 44 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は3件の通知があり、地区の内訳は、布師田が1件、大津が1件、春野が1件となっております。

通知の内容については、議案書 45 ページから 46 ページに掲載しております。

全ての案件について、担当区域の農地利用最適化推進委員に合意解約に相違ないことを確認していただき、事務局長専決処理により受理しております。

続きまして、⑤非農地証明願の件についてご報告いたします。

議案書 48 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は27件の非農地証明願が出されており、地区の内訳は、朝倉が2件、旭が1件、秦が1件、初月が1件、中央が1件、潮江が1件、三里が1件、五台山が1件、布師田が1件、一宮が5件、介良が1件、春野が11件となっております。

証明願の内容につきましては、議案書 49 ページから 54 ページをご覧ください。

全ての案件につきまして、担当区域の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局にて現地確認を行い、いずれも非農地証明の交付条件を満たしており、農地総会での審議は不要と判断されたため、事務局長専決処理により、非農地証明書を交付しております。

続きまして、⑥農地法各条の申請取下・取消・訂正処理の件についてご報告いたします。

議案書 56 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

今月は1件の3条許可取消願が出されており、地区は三里となっております。

取消願の内容につきましては、議案書 57 ページをご覧ください。

本案件は、第1号議案、案件5から案件7の関連案件となります。

令和6年9月9日付で農地法第3条許可書を交付しておりましたが、譲受人を3名の共有にしたいとの意向により、令和6年9月12日付で取消願が提出されたもので、同日付で受理しております。

続きまして、⑦特定農地貸付けについての承認取り消し願の件についてご報告いたします。

議案書 59 ページの地区別申請一覧をご覧ください。

特定農地貸付とは、市民農園を開設するための農地として農業委員会が貸付を承認するものです。

今月は1件の特定農地取消願が出されており、地区は鴨田となっております。

取消願の内容につきましては、議案書 60 ページをご覧ください。

<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>本案件は、平成4年11月9日付で特定農地貸付けを承認し、高知市農業協同組合が市民農園として運営しておりました。</p> <p>今般、賃貸人が当該農地を分譲宅地として売却したいとの意向により、令和6年6月30日で特定農地貸付を廃止したとして、8月27日付で承認取消願が提出されたもので、9月4日付で受理しております。</p> <p>なお、当該案件につきまして、担当区域の農地利用最適化推進委員の現地確認を経て、事務局長専決処理により受理通知書を交付しております。</p> <p>以上で、議案外報告を終わります。</p> <p>議案外の報告に関しまして、ご意見やご質問がございましたら、お願いします。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見やご質問がないようですので、議案外の報告を終わります。</p> <p>続きまして、事務局からの連絡がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>事 務 局 連 絡 竹内係長 上田次長</p>	<p>(「転用許可申請等の結果について(報告)」を説明)</p> <p>(「令和6年度今後のスケジュール(予定)」を説明)</p>
<p>次 回 農 地 総 会 議 長</p>	<p>次回の農地総会は令和6年11月8日(金)を予定しております。</p>
<p>閉 会 議 長</p>	<p>以上で第88回農地総会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(午後4時30分閉会)</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

令和 6 年 11 月 8 日

議長 加藤孝幸

議事録署名委員 榎田俊博

議事録署名委員 久保野翔

議事録作成者 谷川 大志